

医薬分業に係る質問に対する厚生労働省からの回答

(平成 28 年 11 月 15 日 第 4 回 医療・介護・保育ワーキング・グループ)

1. 厚生労働省が国立病院機構本部に示した見解について

国立病院機構災害医療センターが、厚生労働省の見解を受けて薬局誘致の公募を中止した件について、

- (1) 厚生労働省が見解を示すに至った経緯・背景は。
- (2) 厚生労働省が「望ましくない」と問題視する見解を示した理由・根拠は。
- (3) 厚生労働省の本件に係る今後の対応方針は。

(回答)

- 厚生労働省は、かかりつけ薬剤師・薬局を推進することにより、患者本位の医薬分業の実現を目指している。
- ご指摘の件は、国立病院機構災害医療センターの敷地内に開設する薬局を公募した事案であるが、同センターからの処方箋を集中して応需することが想定される公募条件であったため、厚生労働省所管の独立行政法人が開設する医療機関が、このような薬局の開設を公募することは、かかりつけ薬剤師・薬局を推進する当省の政策の方向性に合致せず、当省所管の独立行政法人として望ましくないと考え、その旨を国立病院機構本部に伝えたものである。
- 上記の考え方を踏まえ、国立病院機構本部では、最終的に薬局の公募を取りやめることを判断したものと承知している。
- 厚生労働省としては、「患者のための薬局ビジョン」にしたがってかかりつけ薬剤師・薬局を進めることで、薬局が地域包括ケアの一翼を担う存在となるよう、引き続き取り組んでまいりたい。

(医政局 医療経営支援課)
(医薬・生活衛生局総務課)

追加質問

(4) 敷地内であっても患者が指定すれば「かかりつけ薬局」になり得るところ、なぜ本件が「かかりつけ薬剤師・薬局を推進する当省の政策の方向性に合致」しないことになるのか。

(回答)

- 「患者のための薬局ビジョン」では、薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局として、かかりつけ医を始めとした他職種・他機関と連携し、地域に溶け込み、地域包括ケアシステムの一員として機能することを目指すこととしている。
- 本件の場合、災害医療センターは高度急性期病院としての機能を有しており、患者が慢性疾患の治療等も含め当該医療機関を継続的に受診することは基本的に想定されないところ、本件公募では、災害医療センターの院外処方箋平均発行枚数のすべてを処方できる体制を求めると、災害医療センターからの処方箋の集中的な応需も可能な要件となっている他、地理的事情からみて、患者が他の医療機関を受診した場合に当該薬局を利用することは想定しがたいため、かかりつけ薬剤師・薬局を推進する当省の政策には合致しないと判断した。

(医政局 医療経営支援課)

(医薬・生活衛生局総務課)

2. 保険薬局の構造規制の見直しに係る運営状況などについて

- (1) 地方厚生局から厚生労働省への照会事案の件数とその内容は。
(2) (1)の照会事案に対する厚生労働省の対応は。

(回答)

- 個々の相談についての照会内容は差し控えたいが、4月1日以降、ワーキング・グループが開催された11月15日時点までで、保険医療機関の敷地内薬局における指定について、地方厚生局から20件の疑義照会が提出されている。

〔 上記疑義照会数のうち、指定可能であると回答した件数 → 17件
上記疑義照会数のうち、指定不可であると回答した件数 → 3件 〕

- なお、指定不可とした3件の事案としては、保険医療機関の敷地内に建設予定の保険薬局が公道からその存在を確認できないものが2件、保険医療機関と建設予定の保険薬局が一体的な経営にあたるものが1件あった。
- 今後についても、地方厚生局からの疑義照会に対し、留意事項通知に基づき、しっかりと対応してまいりたい。

(保険局医療課)